

競馬法の一部を改正する法律案要綱

第一 払戻金の算出方法の改正

一 日本中央競馬会又は地方競馬主催者（都道府県又は指定市町村をいう。以下同じ。）は、勝馬投票法の種類ごとに、勝馬投票の的中者に対し、その競走についての勝馬投票券の売得金の額に百分の七十以上農林水産大臣が定める率以下の範囲内で日本中央競馬会又は地方競馬主催者が定める率を乗じて得た額に相当する金額（重勝式勝馬投票法において加算金がある場合にあつては、これに当該加算金を加えた金額。以下「払戻対象総額」という。）を、当該勝馬に対する各勝馬投票券に按分して払戻金として交付するものとする。

二 勝馬投票の的中者が不在の場合においては、その競走についての払戻対象総額を、当該競走における勝馬以外の出走した馬に投票した者に対し、各勝馬投票券に按分して払戻金として交付するものとする。

三 一又は二により交付すべき金額の算出方法及びその交付については、農林水産省令で定めるものとする。

（第八条及び第二十二条関係）

第二 地方競馬主催者に対する必要な支援の延長

一 地方競馬主催者に対する地方競馬全国協会からの交付金の還付措置の延長

地方競馬全国協会が、特定事業収支改善措置を実施した地方競馬主催者に対して、当該措置に要した費用の一部に充てるため当該主催者が交付した金額の一部を還付する措置の期限を五年間延長すること。

（附則第七条関係）

二 地方競馬全国協会の行う業務に必要な資金の確保措置の延長

（一） 地方競馬全国協会が行う競馬活性化計画に基づく事業に対する補助業務等に必要な経費の財源に充

てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を畜産振興勘定から競馬活性化勘定に繰り入れることができる措置の期限を五年間延長すること。

（二） 地方競馬全国協会が行う競馬活性化計画に基づく事業に対する補助業務、競走馬生産振興業務等に

必要な経費の財源に充てるため、日本中央競馬会が特別振興資金から農林水産大臣の定める金額を地方競馬全国協会に交付する措置の期限を五年間延長すること。

（附則第八条関係）

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二については、公布の日から施行するものとする。 （附則第一条関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。